

## 施設の要求水準の考え方

## 1. 新陽子線棟〔仮称〕の整備

「資料 2 新陽子線棟〔仮称〕に整備する諸室リスト（案）」に記載の諸室をすべて新陽子線棟〔仮称〕に整備することを基本とするが、下表の諸室については、患者サービスおよび業務効率性が確保されることを前提に、既存陽子線棟の一部を改修して整備する提案を可能とする。ただし、改修期間中における診療の継続性を担保すること。

名称	室数
CT 室	1
CT 更衣室	1
画像処理室	1
画像診断操作室	1

## 2. 既存陽子線棟の改修

「資料 3 既存陽子線棟の改修範囲（案）」に示す範囲について、間仕切りの追加等を行うことにより、診察室を 7 室とする改修とするが、室数を満たせば改修範囲・内容の詳細については提案に委ねる。ただし、以下の点に留意すること。（詳細は入札公告時に要求水準書で示す）

- ①すべての診察室は、患者等のプライバシーを考慮して、天井までの壁で仕切られていること。
- ②増室に伴い、床・壁・天井等の模様替えを組み入れた改修工事を行うこと。
- ③改修範囲を対象に、電灯コンセント設備・自動火災報知設備・構内情報通信網管路・給水設備・消火設備（スプリンクラー）・空調換気設備等の工事を行うこと。

## 3. 事業予定地について

「資料 4 事業予定地（案）」の範囲内で施設配置を提案するものとするが、以下の点に留意すること。

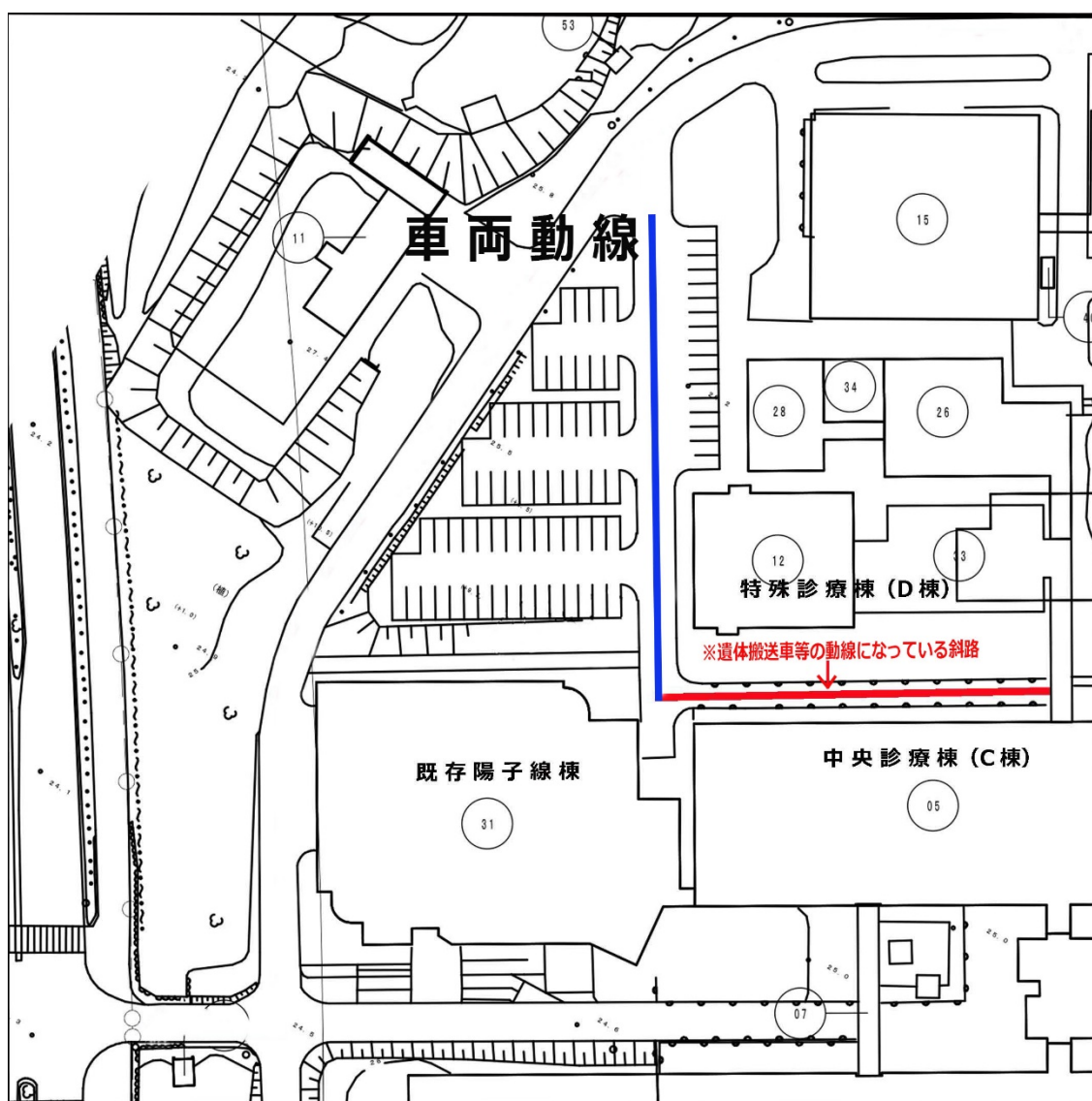
## ①北側駐車場西側の道路付替え

「資料 4 事業予定地（案）」に示す範囲内であれば道路の付替えを行う提案を可能とするが、道路の付替えに伴う業務および費用は事業者負担とする（埋設管の移設工事等が必要な場合は、当該工事を含む）。また、当該道路は教職員駐車場への入出経路となっていることから、工事期間中の動線の代替策、安全確保策などについても併せて提案すること。

## ②車両動線の確保

事業予定地の東側（中央診療棟（C棟）と特殊診療棟（D棟）の間）の斜路については、遺体搬送車・産業廃棄物の収集車等の動線となっているため、これらの車両について大学構外との動線を何らかの形で確保すること。（概要図1に示すとおり、現状は北側駐車場道路（青線部）から斜路（赤線部）に進入している。）

（概要図1）



### ③連結送水管の維持または移設

既存陽子線棟と中央診療棟（C棟）の建物間に消防活動用空地（概要図2に示す「駐車禁止」エリア）があり、連結送水管が設置されている。新陽子線棟〔仮称〕の整備及び既存陽子線棟の改修により、消火活動を行う際に支障が生じる場合は、つくば市消防本部と協議のうえ、関係法令に基づき、必要な対策を講じること。

（概要図2）

